第二十七条第五項を第六項とし、同条第四項中「国籍」を「国籍・地域」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の手続を行うに当たつて、法第五十五条の三第一項の規定により出国命令を受けた者は、当該出国命令に係る出国命令書を提出しなければならない。

第二十九条第二項第二号を次のように改める。

二　在留資格証明書の交付を受けた者にあつては、在留資格証明書

第二十九条第二項に次の三号を加える。

三　中長期在留者にあつては、在留カード

四　特別永住者にあつては、特別永住者証明書

五　一時庇護のための上陸の許可を受けた者にあつては、一時庇護許可書

第二十九条第三項中「及び第二十条第五項」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「前項」とあるのは「第二十九条第二項」と読み替えるものとする。

第二十九条第八項中「第二十六条第六項」を「第二十六条第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「この場合においては、」の下に「当該外国人から依頼を受けた」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二十一条の二第五項の規定は第一項の申請について準用する。この場合において、第二十一条の二第五項中「第一項の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定」と、「第一項に定める申出書及び第三項に定める資料の提出並びに第四項において準用する第二十条第四項に定める手続」とあるのは、「第二十九条第一項に定める申請書の提出及び同条第三項に定める手続」と読み替えるものとする。

第二十九条の次に次の二条を加える。

（みなし再入国許可の意図の表明）

第二十九条の二　法第二十六条の二第一項に規定する再び入国する意図の表明は、入国審査官に同項の規定により再び入国する意図を有する旨の記載をした別記第三十七号の十九様式による書面を提出することによつて行うものとする。

2　中長期在留者が前項の意図の表明を行う場合は、前項の書面を提出するほか、在留カードを提示するものとする。

（再入国の許可を要する者）

第二十九条の三　法第二十六条の二第一項に規定する出入国の公正な管理のため再入国の許可を要する者は、次に掲げる者とする。

一　法第二十二条の四第三項の規定による意見聴取通知書の送達又は同項ただし書の規定による通知を受けた者（意見聴取通知書又は通知に係る在留資格の取消しの原因となる事実について第二十五条の十四の規定による通知を受けた者を除く。）

二　法第二十五条の二第一項各号のいずれかに該当する者であるとして入国審査官が通知を受けている者

三　法第三十九条の規定による収容令書の発付を受けている者

四　特定活動の在留資格をもつて在留している者であつて、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動として法第六十一条の二第一項の申請又は法第六十一条の二の九第一項に規定する異議申立てを行つている者に係る活動を指定されているもの

五　日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者

2　法務大臣は、前項第五号の規定による認定をしたときは、外国人に対し、その旨を通知するものとする。ただし、外国人の所在が不明であるときその他の通知をすることができないときは、この限りでない。

3　前項の通知は、別記第四十四号の二様式による通知書によつて行うものとする。ただし、急速を要する場合には、法務大臣が第一項第五号の規定による認定をした旨を入国審査官に口頭で通知させてこれを行うことができる。

第四十条第一項第一号中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

第四十四条第一項中「次項第一号ただし書」を「同条第三項の規定により入国審査官に在留カードを交付させる場合及び第三項第一号」に、「交付する」を「交付し、又は既に交付を受けている在留資格証明書に同様式による証印をする」に改め、同項後段を削り、同条第二項中「規定による在留期間その他の条件」を「規定により付することができる必要と認める条件」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　法第二十四条第二号（法第九条第六項の規定に違反して本邦に上陸した者を除く。）、第六号又は第六号の二に該当した者については、法第三章第四節に規定する上陸の種類及び第十三条から第十八条までの規定に基づく上陸期間

二　活動の制限その他特に必要と認める事項

第四十四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五十条第一項の規定により在留を特別に許可する場合において、技能実習の在留資格（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号イ又はロに係るものに限る。）を決定したときは、法務大臣が指定する本邦の公私の機関を記載した別記第三十一号の三様式による指定書を交付し、特定活動の在留資格を決定するときは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を記載した別記第七号の四様式による指定書を交付するものとする。

第五十二条第三項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに同条第五項第一号中「国籍」を「国籍・地域」に改める。

第五十五条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

二　特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

第五十五条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書

第五十六条第一項中「許可する場合」の下に「（同条第三項第二号に規定する場合に限る。）」を加え、同条第三項中「許可する場合」の下に「（同条第三項第二号に規定する場合に限る。）」を加え、同項後段を削る。

第五十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第四十四条第二項の規定は、法第六十一条の二の二第二項の規定により在留を特別に許可する場合に準用する。

第五十七条の二を次のように改める。

（難民の認定を受けた者の在留資格の取消し）

第五十七条の二　第二十五条の二から第二十五条の十四までの規定は、法第六十一条の二の八第一項の規定による在留資格の取消しについて準用する。この場合において、第二十五条の二中「入国審査官」とあるのは「難民調査官」と、同条、第二十五条の五、第二十五条の七及び第二十五条の九から第二十五条の十二までの規定中「意見聴取担当入国審査官」とあるのは「意見聴取担当難民調査官」と、第二十五条の十三第一項中「別記第三十七号の十六様式（法第二十二条の四第一項第三号から第十号までに係るものにあつては別記第三十七号の十七様式）」とあるのは「別記第三十七号の十七様式」と読み替えるものとする。